

独立行政法人農業者年金基金の業務・組織全般の見直し

平成29年9月
厚生労働省
農林水産省

1. 基本的な考え方

(1) 法人を取り巻く社会経済情勢

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、地域の経済を支える重要な役割を担っている。しかしながら、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進んできた農村部では、農業就業者の高齢化や農地の荒廃による農業生産力の低下など、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、多くの人々が将来に強い不安を抱いているのが現状である。このままでは、食料・農業・農村基本法の基本理念である食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがある。

こうした農業・農村が直面する課題に対応するため、平成27年3月31日に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農業・食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を進め、「強い農業」と「美しく活力のある農村」の実現を目指して施策を展開していくこととされているところである。

特に農業の将来を支える若い担い手については、土地利用型農業を中心に十分な確保が進んでおらず、今後、高齢者のリタイアにより農業就業者の著しい減少が見込まれており、農地等の農業資源や農業経営が次世代に継承できなくなることが懸念される。

このため、国内農業の活性化に向けて、農地等の農業資源の面では、優良農地の確保、荒廃農地の発生防止・解消等を図るとともに、人材面では、農業資源の受け手となる担い手の確保、農業者の高齢化への対応等が必要であり、農業の内外からの青年層の新規就農を促進するなど農業の将来を支える若い担い手の確保が急務となっている。

(2) 法人の位置付け・役割等

人口減少の進行や農業就業者の著しい高齢化など我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進む中、次世代の農業を担っていこうとする者を確保するためには、他産業と遜色ない生涯所得を展望しながら意欲を持って農業に取り組める環境の整備が必要であり、その際、引退後の老後生活についても安心して任せられる公的な保障を整備し、就業に当たって老後の不安を払拭することも、農業の担い手を確保する上で重要な要素の一つである。

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としており、農業者の老後生活までカバーする唯一の農業政策の実施機関として、農業の担い手の確保を図る上で重要な役割を担っている。

(3) 業務・組織の見直しの考え方

次期中期目標期間においては、農業の将来を支える若い担い手の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、業務の適正な実施を確保しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を図り、政策年金としての機能が十分に発揮されるよう、基金の業務及び組織について、以下の見直しを行う。

2. 事務及び事業の見直し

(1) 農業者年金事業

<講じる措置>

業務の質の向上に向け、一定の事業等のまとまりごとに、可能な限り定量的な目標を適切に設定して、本事業を適正かつ円滑に推進することとする。

<背景・理由>

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」等を踏まえ、適正かつ厳正な評価に資するとともに、基金の理事長の下での自律的な PDCA サイクルを設定し、基金内部のマネジメントを適切に発揮できるようにすること等が必要である。

(2) 年金資産の安全かつ効率的な運用

<講じる措置>

年金資産の運用については、引き続き、基本となる年金資産の構成割合（政策アセットミクス）を定め、安全かつ効率的に運用するとともに、政策アセットミクスについては、資金の運用環境の変化等に照らした妥当性の検証等を適切に実施することとする。

<背景・理由>

年金資産の運用については、直近5か年の平均利回りが5.67%となっているなど、安定的かつ効率的な運用が確保されており、また、現中期目標期間を通じて、基金においてガバナンスの強化等の取組が適切に行われていることから、大幅な見直しは行わない。

(3) 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

<講じる措置>

農業者年金制度の普及推進に当たっては、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の更なる拡大を目指して目標を設定し、取組を進める。

また、農業経営の発展等に重要な役割を担う女性の活躍を後押しする観点から、女性農業者の加入推進目標を設定するなど、女性農業者に対する普及推進の取組を強化する。

<背景・理由>

人口減少の進行や農業就業者の著しい高齢化など我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっている。

また、女性農業者は、農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っていることに鑑み、その能力を最大限発揮できる環境の整備が求められているところである。

農業者の確保を目的とする農業者年金制度においても、これらの政策上の要請に対応した取組を進めることが必要である。

3. 組織の見直し

(1) 組織形態の見直し

<講じる措置>

現行の組織形態により業務を遂行することとする。

<背景・理由>

農業者年金制度に係る事務・事業は、「農業者の確保」を目的とした政策年金であり、公共性が高い事業として、確実に実施される必要があること、その業務運営は保険会社を含む金融機関に類似する業態であり、国が直接に実施する必要がないこと、利益の多寡が事業の実施を左右する民間の機関では、政策目的に向けた確実な事業実施が担保できないことから、引き続き、現在の組織形態を維持する必要がある。

(2) 組織体制の整備

<講じる措置>

組織体制について継続的に点検を行い、必要に応じ機動的に人員配置の見直しを行うこととする。

<背景・理由>

内部統制システムの充実や情報セキュリティ対策の強化など、業務運営上の比重が高まっている新たな課題に、柔軟かつ迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

(3) 組織運営の改善

<講じる措置>

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、超過勤務縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。

<背景・理由>

労働者の働き方の改善は、社会全体としての意識改革、生活改革として進めていく必要があり、職員のワークライフバランスの改善、職場の活性化、職員のモチベーション向上といった効果が期待されることから、基金においても「働き方改革」に積極的に取り組むことが必要である。

4. その他（業務全般に関する見直し）

(1) 業務運営体制の整備

① 業務運営の効率化等

事務手続・事務処理の負担軽減及び業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証・見直しを行い、業務運営全般にわたって効率化・簡素化の取組を進める。

② 電子化の推進

上記①の業務運営の効率化等に当たっては、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）等を踏まえ、ICT の活用など、業務の電子化の推進に資するように努める。

特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務を円滑かつ着実に実施する。

③ 内部統制の徹底・有効性の向上

内部統制は、適切なマネジメントの下、独立行政法人のミッションを効果的かつ効率的に達成するための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCA サイクルが有効に働くマネジメント文化を定着させていくことが重要である。

このため、引き続き、内部統制システムの充実・強化に取り組むこととし、既に整備している内部統制システムの有効性について、継続的に点検・見直しを実施し、その有効性の向上を図るための取組などを進める。

④ 情報セキュリティ対策の強化

個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、平成30年3月以降にマイナンバーを活用した情報連携を実施することとなっており、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策を適確に実施することが求められる。

このため、政府統一基準群等に即したセキュリティポリシーについて、役職員への周知を徹底するなど、引き続き、情報セキュリティ対策の徹底・強化に取り組むこととする。

(2) 財務内容の改善

独立行政法人改革に伴い、運営費交付金の収益化基準が改訂されたことを受けて、基金の会計処理において業務達成基準を本格的に実施し、業務ごとの費用の適切な管理を行う。